

平成 18 年 7 月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成 18 年 7 月 21 日（金）午前 9 時 30 分

2 出席委員

齋藤 道子 委員長
奥寺 康彦 委員
船山 道敏 委員
出光 ケイ 委員
田中 茂 委員（教育長）

3 出席説明員

管理部長	小林 繁
管理部総務課長	長澤 潤
管理部学校再編担当課長	奥田 幸治
管理部教職員課長	阿部 信行
管理部総合高校担当課長	井上 昭
管理部学校管理課長	高田 利男
生涯学習部長	三塚 勉
生涯学習部生涯学習課長	永塚 高行
生涯学習部学校教育課長	外川 昌宏
生涯学習部学校保健課長	田嶋 敏彦
生涯学習部スポーツ課長	大場 智和
生涯学習部美術館開設準備室長	原田 光
生涯学習部教育研究所長	渡辺 浩
生涯学習部中央図書館長	濱田 祐治
採択原案検討委員長（高等学校）	熊谷 和久
採択原案検討委員長（特殊教育諸学校）	志摩 尚平
学校教育課指導主事	望月 幸治
学校教育課指導主事	小谷 亜弓

4 欠席説明員

生涯学習部自然・人文博物館長	林 公義
----------------	------

5 傍聴人 なし

6 議題及び議事の概要

○委員長 開会を宣言

○委員長 本日の会議録署名人に田中委員を指名した
議案第 41 号は人事案件のため秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

○教育長報告

平成 18 年 6 月定例会から本日までの所管事項について報告。

各教育委員の皆様には事件発生後直ちにご連絡いたしました。6 月 23 日（金）の夜、市立森崎小学校の教諭（31 歳、女性）が、酒気帯び運転、事故不申告により現行犯逮捕される事件がございました。

この件については、その後警察の取り調べも終了し送検されております。

被害者に軽傷があったようですが、これについては被害者との間で示談の方向で話し合いが進んでいると聞いております。

教育委員会としては、6 月 28 日に市内全小・中学校の校長を緊急招集し、綱紀粛正の徹底を促しました。

人事処分については、後ほど議案として所管課長から説明いたしますが、今後このような事案が発生しないよう、徹底していく覚悟でございます。大変申し訳ございませんでした。

以上で報告を終わります。

議案第 37 号 交通遺児奨学金支給条例中改正について

議案第 38 号 市立学校設置条例中改正について

委員長 一括して議題とすること宣言

（学校教育課長）

1 ページの議案第 37 号「交通遺児奨学金支給条例中改正について」と、5 ページの議案第 38 号「市立学校設置条例中改正について」は、共に学校教育法が一部改正されたことによるものですので、併せて説明させていただきます。
本年 6 月に「学校教育法の一部を改正する法律案」が可決成立し、6 月 21 日に公布されました。その主な改正内容は、「盲学校・ろう学校・養護学校」を「特

別支援学校」に、「特殊教育」を「特別支援教育」に、「特殊学級」を「特別支援学級」に改めるものです。

3ページをお開きください。議案 37 号 交通遺児奨学金支給条例の第 3 条中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改めるものです。

7ページをお開きください。議案第 38 号 市立学校設置条例中の第 1 条「ろう学校、養護学校」を「特別支援学校」に改めます。

9ページをお開きください。別表第 4 の「ろう学校」を「特別支援学校」に改めます。別表 4 に「横須賀市立養護学校」を加え、別表第 5 を削り、別表第 6 を別表第 5 といたします。7ページをお開きください。第 2 条中「別表第 6」を「別表第 5」に改めます。この 2 つの改正は、施行期日を平成 19 年 4 月 1 日といたします。

次に、8ページをお開きください。浦賀町の区域の設定および住居表示が平成 18 年 10 月 28 日に実施されることに伴い、議案 38 号 市立学校設置条例の別表第 1 の横須賀市立浦賀小学校の項中「浦賀町 3 丁目 63 番地」を「浦賀 3 丁目 8 番 1 号」に、別表 2 の横須賀市立浦賀中学校の項中「浦賀町 3 丁目 60 番地」を「浦賀 3 丁目 26 番 1 号」に改めます。この住居表示による施行期日は、実施日を合わせて平成 18 年 10 月 28 日といたします。

どうぞ、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(奥寺委員)

今回の改正で名称が特別支援学校に一本化されることにより、ろう学校と養護学校の区分けがなくなるのか。

(学校教育課長)

法令上の区分けは消滅するが、横須賀市の場合には施設の名称として残る。

他に質問、討論なく、採決の結果、議案第 37 号および議案第 38 号は「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

議案第 39 号 公民館条例中改正について

委員長 議題とすること宣言

(生涯学習課長)

改正理由については、浦賀の町の区域の設定および住居表示の実施に伴い、

所要の条文改正をするためのものです。

改正概要については、13 ページに赤で訂正を記載しましたように、浦賀公民館の位置「浦賀町5丁目3番地」を「浦賀5丁目1番2号」に、浦賀文化センターの位置「浦賀町7丁目1番地」を「浦賀7丁目2番1号」に改めるものです。なお施行期日は平成18年10月28日となります。

どうぞ、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

特に質問、討論なく、採決の結果、議案第39号は「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

つづいて委員長から、議案第40号「平成19年度使用教科用図書の採択について」を取り上げる前に、委員長から規則に基づき高等学校および特殊教育の採択原案検討委員会各委員長と担当指導主事の出席について提案があり。各委員から異議がないので、熊谷委員長、志摩委員長、担当指導主事が入場する。

議案第40号 平成19年度使用教科用図書の採択について

委員長 議題とすること宣言

(齋藤委員長)

それでは本議案の審議に入ります前に、本日の教科書採択までの流れを確認したいと思います。

各教育委員は、すでに6月16日から29日に横須賀市教育研究所の横須賀地区教科用図書センターで実施された教科用図書展示会で、教科書を閲覧しております。また調査委員長が作成した「採択資料および調査、評価表」などの資料についても事前に精査しているところであります。

つきましては、本日の報告を尊重しつつも、各教育委員の権限と責任の元に、厳正な採択をしていくことを改めて確認したいと思います。

まず採択の方法ですが、学校教育課長から採択基本方針の確認と採択事務の経過説明を受け、高等学校、特殊教育諸学校の各採択原案検討委員長から、検討結果の報告を受けた後に、委員の皆さんからのご意見を伺った上で、採択の審議に入りたいと思います。

採択の決については、高等学校、特殊教育、両方の審議が終了した後に伺いたいと思います。

以上、採択の進行についてご異議ありませんでしょうか。

(各委員)
異議なし

(学校教育課長)

第 40 号議案は、平成 19 年度使用教科用図書について、教育委員会で採択の決定をしていただくものです。今年度は毎年採択替えをしている高等学校と、特殊教育諸学校及び特殊学級について採択を決定していただきます。

それでは、本日にいたるまでの経過説明をさせていただきます。
平成 18 年 4 月 21 日に教育委員会 4 月定例会が行われ、平成 19 年度使用教科用図書の採択基本方針を確定いたしました。平成 19 年度使用教科用図書採択基本方針は次のとおりです。

教科用図書の採択にあたっては、「1. 公正かつ適正を期し、すぐれたものを採択する。」「2. 児童生徒及び学校、その他の特性を考慮して採択する。」「3. 教科用図書について、次の委員会等の研究調査を活用して採択する。」の 3 点です。次の委員会等とは、高等学校と特殊教育諸学校および特殊学級とも、「ア. 採択原案検討委員会」「イ. 調査専門部会」「ウ. 事務担当部会」でございます。なお採択替えのない小学校・中学校には、事務担当部会のみ設けてあります。

4 月の教育委員会で決定したこの基本方針をもとに、委員会等の委員の委嘱をし、6 月の初めより、委員会及び部会の活動が始まりました。教育委員会より付託された採択原案検討委員会の構成メンバーには、校長・教頭・教員のほか、保護者の代表、市民の代表の方も加わり審議を行っております。7 月 6 日に行われました高等学校、特殊教育諸学校及び特殊学級の採択原案検討委員会においては、調査専門部会の報告を受け熱心な審議が行われ、本日答申する原案を作成していただきました。

各教育委員の皆様には、本日報告をいたします各教科の調査委員長の作成いたしました採択予定票につきまして事前にお手元にお届けし、特徴等をご確認いただいところす。また大変お忙しい中 6 月 16 日より行われました教科用図書展示会に足をお運びいただいて、教科書を実際にごらん頂きました。

本日は、高等学校と特殊教育の採択原案検討委員長より、さきほど申し上げた経過を踏まえて、原案を答申していただきます。

本日、高等学校担当、特殊教育担当の指導主事を出席させております。質問等につきましては、各指導主事よりお答え申し上げます。また、教科書の一部を並べてございます。必要があればお申し付けください。

なお、小学校の教科書は平成 17 年から平成 20 年まで、中学校の教科書は平成 18 年から平成 21 年までの使用が決定しておりますことを申し添えます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

齋藤委員長から、はじめに高等学校から採択の審議をおこなうが、各委員は事前に調査評価表及び採択表について精査をしていること、いずれの教科も誠実に評価されていること、また冊数が大変多いことから、横須賀総合高等学校の全日制課程及び定時制課程まで、まとめて採択の審議を行うことを提案したところ、各委員から異議がないため、審議は一括でおこなうこととした。

(熊谷 高等学校採択原案委員長報告)

高等学校の教科書採択について、これまでの経緯の説明および答申内容の報告をいたします。本日に至るまでに、採択原案検討委員会を2回実施しました。第1回は6月7日に開催し、基本方針・調査方法の確認を行いました。そして調査委員による十分な調査により作成された調査・採択表に基づき、第2回採択原案検討委員会を7月6日に実施し、科目ごとに原案検討を行いました。委員会は市民代表、保護者代表を含めて構成され、広く多くの方々のご意見をお伺いし、熱心な審議の上で本日に至っております。

続きまして答申内容について報告いたします。全日制課程は13教科、49種目、総数695冊を調査し、86冊を原案として答申いたします。定時性課程は13教科、31種目、451冊を調査し、40冊を原案として答申いたします。

全体的な傾向としては、全日制の課程は多様なニーズを持っている総合学科の生徒たちに適したものを選んでいきます。定時性の課程は、生徒の実態に応じて、理解や定着のしやすいものを選びました。

以上答申いたします。

(齋藤委員長)

主に社会関係の教科書を閲覧したが、非常に冊数が多いうえ、資料には判断基準が掲載されているが、いずれの教科書も際立って大きな差異がないと感じた。教科ごとに差はあると思うが、採択に際し、特にどのような点に着目して選考したのか。

(学校教育課 望月指導主事)

高等学校は科目が多く、何を重点にするか絞らないと選考ができない。最終的には総合店で判断することとなるが、子どもの実態に応じて、総合高校の生徒に授業で何を教えるのかを重点項目として評価した。

(船山委員)

教科書は百科事典ではないと思う。むしろ分野ごとに違った視点から考えを
発展させられるものが良いと感じた。

(出光委員)

読み易さを追求しているからだと思うが、従前と比べ教科書の大きさが大型
化し、重くなっているように感じた。

(学校教育課長)

時代の流れで資料や写真が増え、教科書は大型化している。もちろん、それ
ゆえ格段に見易くなっていることも事実である。

(出光委員)

教科書の内容を視覚的に訴えることは重要であるが、多少過保護な感もあつた。
また生徒が補足的に書き込むための余白の部分が少ない感じがした。

(学校教育課長)

もっともなご意見である。そのことを重視し、生徒を指導していきたいと考
える。

(齋藤委員長)

例えば「世界史A」や「世界史B」などといった表記では、その違いが何な
のか市民にわかりにくい。展示する際には、一般の方にもわかるように、必要
な説明を設置したほうが良いと思う。

(学校教育課長)

おっしゃるとおり、基本的な事項であり失念していた。今後は注意して対応
していきたい。

他に意見もなく、高等学校の全日制課程及び定時制課程までの教科書につい
て審議を終了する。

続いて採択の審議をおこなう特殊教育諸学校・特殊学級についても、各委員
は事前に調査評価表について精査をしていること、いずれの教科も誠実に評価
されていること、また特殊教育については、児童・生徒の実態に応じて選んで
いるため冊数が大変多いことから、高等学校同様、まとめて採択の審議を行う
ことを提案したところ、各委員から異議がないため、審議は一括でおこなうこ

ととした。

(志摩 特殊教育諸学校及び特殊学級採択原案委員長報告)

特殊教育におきましては、ろう学校と養護学校、小・中学校の特殊学級があります。これらにつきましては、児童生徒の実態に応じて教科書を選んでいきます。対象となる本は3種類あり、「検定本」、文部科学省で定めております「著作本」、学校教育法107条で規定されている「一般図書」の中から採択することができます。従って対象となる本が大変多いこととなります。第1回採択原案検討委員会を6月7日に開催し、方針などについて確認しました。その後の調査作業についてですが、養護学校、ろう学校、特殊学級では、それぞれの調査委員を中心に丹念に調査評価いたしました。7月6日の保護者、市民代表を加えた第2回採択原案検討委員会において、広く多くのご意見を頂き、熱心な審議の上で原案を作成いたしました。

内容ですが、ろう学校(高等部)用検定本32冊、ろう学校(小・中学部)用著作本10冊、ろう・養護学校および小・中特殊学級用著作本10冊、養護学校用107条本109冊、小学校特殊学級用107条本89冊、中学校特殊学級用107条本134冊です。検定本については、小学校・中学校で採択されたものを使用いたします。

以上別紙のとおり答申いたします。

(出光委員)

教科書とは開くと様々な世界が広がっていくものである。しかし展示してあった何れかの教科書で、良いものだから使われているからかもしれないが、25年くらい前の写真が掲載されている教科書があった。

(学校教育課 小谷指導主事)

展示した教科書は文部科学省の一般図書一覧の一部である。廃版や要望の少ない教科書は、文部科学省の一般図書一覧から削除されてくる。翻って削除されないということは、例年ニーズがあるということになる。個々の中身については、採択の段階で教員が吟味し取捨選択していく。

(学校教育課長)

107条本については、実際には県の施設から見本となる教科書を借りてきているが、現場の教員は見本にない教科書であっても、良い本を探す努力をしている。

(船山委員)

一人ひとりの学力を向上させるため、指導はマンツーマンでおこなっているのか。

(志摩 特殊教育諸学校及び特殊学級採択原案委員長)

教員はそれぞれの生徒の発達の度合いを見ながら、常に最適な教科書を探している。

他に意見もなく特殊教育諸学校及び特殊学級の教科書について審議を終了する。

高等学校、特殊教育、それぞれの審議が終了し、他に質問、討論なく、採決の結果、議案第 40 号は「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

ここで熊谷委員長、志摩委員長、担当指導主事は退場する。

委員長 日程第 5 の審議の前に報告事項を聴取することを宣言

報告事項 横須賀市立小・中学校適正配置等検討委員会提言について

(学校再編担当課長)

横須賀市立小・中学校適正配置等検討委員会は、教育委員会が平成 9 年 1 月に作成した統合方針に基づき、平成 16 年 10 月に小学校 1 組・中学校 1 組の統合を決定する際に、反対署名活動が行われ、学校規模や適正配置についての根本からの議論の必要性が指摘されたため、市立小・中学校の適正規模、適正配置等に関する基本的な考え方と、それに基づく具体的な方策について検討し、教育委員会に提言するため、平成 17 年 4 月に設置されました。

子ども一人ひとりが自立した個人として心豊かにたくましく生きていく力を育てるために何が求められているか、ということ念頭に置きながら、学校長へのヒアリングや視察を実施するなどして実態の分析を行い、主に学校規模や配置などの点からそれぞれの学校が抱えている課題やその解決方策について、横須賀市に特有な条件を踏まえ検討しました。

規模や配置から見た市立小・中学校の現状を説明いたします。

児童・生徒数の推移については、最近の少子化の進展とともに児童・生徒数は年を追って減少しています。小学校の児童数は、昭和 56 年の 45,078 人をピークとして今年 5 月 1 日では 22,297 人と、ピーク時の 49.5%までに、中学校の

生徒数は、昭和61年の22,187人をピークとして今年5月1日では10,428人と、ピーク時の47.0%まで減少している状況にあります。一方で学校規模の現状については、児童・生徒数は減少傾向にあるが、学校数は、小学校48校、中学校25校とほぼピーク時のままであるため、近年、小規模化の進行が著しい学校が生じてきています。

通学距離・通学時間の現状については、小学校48校中38校(79.2%)は、児童の通学距離が2キロメートル以内の範囲にあります。学区内通学者の通学時間は、93.6%の児童が30分以内となっています。中学校では、25校中20校(80.0%)は、生徒の通学距離が3キロメートル以内の範囲にあり、学区内通学者の通学時間は、90.2%が30分以内となっています。通学距離が4キロメートルを超えるのは、大楠小学校が学区である湘南国際村にお住まいの方です。湘南国際村にお住まいで小学校に通っている児童は、1名が池上小学校に通学していますが、それ以外の児童は葉山町の上山口小学校に通学しています。これは、本来の学区である大楠小学校方面にバス路線がないことが原因と考えられます。本市としても開発事業者に対して、バス路線の確保の申し入れをしているところであります。

学校の適正規模化の必要性についてご説明いたします。小規模校や大規模校において考えられるメリット・デメリットを、本検討委員会における議論や学校長へのヒアリングなどから、人間関係面、教育指導面、学校運営面で整理しました。学校で多様な教育活動を展開し、子どもたちが豊かな人間関係を築き、社会性を身に付けていくようにするためには、小さなグループから大きなグループまで、場面に応じて適切な規模の集団を組む必要があります。

適正規模化・適正配置のための基本的な考え方についてご説明いたします。適正規模の範囲は、12～24学級を適正規模の範囲とし、小学校で11学級以下、中学校で5学級以下、また小・中学校で31学級以上となる場合は、適正規模化の方策を具体的に検討することとしました。適正な通学距離は、小学校では2キロメートル以内、中学校では3キロメートル以内を適正な通学距離の範囲とします。ただし、通学距離が適正な範囲内であっても、個々の通学路の状況に応じ、安全性の確保について留意することとされています。

地域との関わりについては、学校の適正配置の検討に当たっては、学校と地域の関わりを視野に入れて検討することとされています。

適正規模化・適正配置等に向けた方策についてご説明いたします。小規模校への方策については、通学区域の再編成、隣接校との統合、本来学区の生徒以外にも全ての学区の生徒を受け入れる特別認定校制度の創設とし、大規模校への方策については、通学区域の再編成、学校の分離新設、小規模校のそれとは逆に、本来学区の生徒は、市内のどの学校を選択しても良いとする特別認定地

域制度の創設することとされています。遠距離通学への方策については、通学区の再編成、学校の分離新設、通学手段を確保の検討をすることとされています。

適正規模化・適正配置等を行うときの留意点については、「保護者、学校、地域との協力により検討を行うこと」、「通学の安全性の確保に努めること」、「学校と地域との関わりに配慮すること」、「少子化という社会的な傾向を踏まえること」、「適正規模化が図れない場合には、学校施設や備品、教職員の配置などに十分に配慮し、良好な教育環境の維持に努めること」、「教育委員会が策定する基本方針については、社会情勢に応じて見直しをすること」とされています。

今後の予定については、今回の提言を受け、教育委員会として8月から10月にかけて検討を行い、その結果を10月の教育委員会定例会で報告させていただきます。その後パブリック・コメント手続により広く市民の方から意見を頂戴したものを、来年1月の教育委員会定例会でご議決いただいたうえで、3月の市議会定例会に報告する予定です。平成19年度については、小・中学校適正配置等について実施計画を策定後、具体的な取り組みを始める予定です。

(齋藤委員長)

外部からの本提案を受けて、横須賀市教育委員会として8月から10月にかけて検討を進めていくということか。

(学校再編担当課長)

そのとおりである。ただし教育委員会として検討を進める場合でも、今回の提案の基本線は崩すつもりはない。

(齋藤委員長)

例えば湘南国際村に住む児童・生徒はバスでなければ移動することはできない。実際のところ湘南国際村の児童・生徒は特例で対応しているのか。

(学校再編担当課長)

湘南国際村を指定変更承認地域と設定し、区域外就学という特例を利用してなど柔軟な対応をとっている。

他に質問等はなく、以後の日程第5の人事案件の秘密会となることを宣言。

関係理事者以外の退席を求めた

(秘 密 会)

7 閉会及び散会の日時

平成 18 年 7 月 21 日 (金) 午前 11 時 00 分

横須賀市教育委員会

委員長 齋 藤 道 子